

平成29年度 第1回板橋区障がい福祉計画等策定委員会 会議録

日 時	平成29年6月26日（月） 午後1時30分から
場 所	板橋区役所 第1委員会室
出 席 者	会 長 中島 隆信 委 員 水野 重樹 藤井 亜希子 谷田 千穂 生方 一恵 山本 英利 鈴木 正子 糸賀 久夫 小島 繁子 内田 英雄 清家 政江 永島 弘子 佐藤 るり子 土岐 祥子 家平 悟
事 務 局	障がい者福祉課

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付式
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 区長あいさつ
 - (3) 各委員紹介
 - (4) 委員長の推薦
 - (5) 副委員長の指名
- 3 障がい福祉計画等の策定について
 - (1) 障がい福祉計画等の策定の趣旨
 - (2) 障がい福祉計画等の策定スケジュール・体制
 - (3) 第4期障がい福祉計画の振り返り
 - (4) 障がい福祉計画等の論点整理・成果目標
 - (5) 板橋区の基本目標・重点目標（案）について
 - (6) アンケートの仕様について
- 4 その他
- 5 閉 会

<議事>

1 開会

事務局：定刻になりましたので、第1回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。私は板橋区障がい者福祉計画等策定委員会事務局を担当いたします、障がい者福祉課長の星野と申します。よろしく願いいたします。

これより板橋区障がい福祉計画等策定委員会の委嘱状交付式、及び第1回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を開催いたします。

2 委嘱状交付式

(1) 委嘱状の交付

(区長より委嘱状の交付)

(2) 区長あいさつ

区長：(あいさつ)

(区長退出)

(3) 各委員紹介

(事務局より委員紹介)

(事務局紹介)

(4) 委員長の推薦

(委員推薦により中島委員を委員長に選任)

(5) 副委員長の指名

(委員長指名により水野委員を副委員長に選任)

委員長：私は、以前板橋区の講演に呼ばれたこともありまして、今回参加させていただいております。私の上の子どもに肢体不自由の障がいがあり、今年31歳になります。私自身は福祉そのものを研究しているわけではありませんが、2006年に障がい者権利条約が批准され、2011年に障害者基本法の一部を改正する法律が成立しました。障がい者福祉、あるいは障がい福祉関連のいろいろな法律が変わっていく中、みなさんにご協力をいただいて、板橋区民のためになる基本計画をつくっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは議題に沿って、会議を進めさせていただきたいと思います。ここからの議事進行については委員長にお願いいたします。

3 障がい福祉計画等の策定について

(1) 障がい福祉計画等の策定の趣旨

(2) 障がい福祉計画等の策定スケジュール・体制

(3) 第4期障がい福祉計画の振り返り

委員長：それでは、次第の（１）（２）（３）につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

委員長：ありがとうございます。資料２で、障がい者計画をどのように策定するのかという基本法があり、その基で具体的な福祉計画を板橋区としてつくっていかねばいけません。資料３では、そのスケジュールに従って策定していく上での体制、それから資料４で板橋区の障がい者の現状と、サービスについてこれまで達成されてきたことについての説明がありました。以上の説明に基づいて、質問等はございませんか。

委員：資料３のアンケート調査について質問です。前回も同じようにアンケート調査を行ったと思いますが、そのときと同じ件数なのでしょうか。

また、資料４の障がい者の数というところで、身体障がい、知的障がいというような、障がい別のわけ方と、年齢というわけ方というように「人口及び障がい者数の推移」となっています。その中で、発達障がいでも重度の方が多ということですが、重症心身障がい児者数というが、なかなか数として出てこないで、重症心身障がい児者の数をどこかでぜひ提示をして、みなさんの目にとまるようにしていただきたいと思います。

また、それと関連するのですが、資料４－２で統計を出されています。本人の年齢と介護者の年齢の絡みというのがどこかで見ると、何が課題なのかということがもう少し具体的になってくると思います。統計の出し方で大変お手数だとは思いますが、一度そのような視点で出してもらおうと、これからの計画の中にそういったことが見えてくるかと思っています。障がい福祉サービスを使っている方の年齢だけではなく、介護者がいるのかいないのか、本人と介護者が高齢化しているといった課題も、これからつくり上げる数字に影響が出てくると思いますので、そのような視点も持っていただきたいと思います。

もう一つは、グループホーム利用者の障がい程度区分というので、これは知的の方も精神の方もグループホームで暮らしていらっしゃいます。肢体不自由の軽度の方もいらっしゃいますし、重度重複の方も少ないのですがグループホームにいらっしゃいます。グループホーム利用者「共同生活援助」の中で、もう少し細かい数字もぜひ提示をしていただけたらと思います。

事務局：アンケートの内容につきましては、後ほどご議論いただきたいと思います。

まず、数でございますが、障がいの方については前回 5,000 人でしたので、今回も 5,000 人ということで考えております。

また、ご指摘いただいた分析と係数の関係で、ひと言で申しますとこの３つになるかと思っています。その内、サービスの台帳等からデータを載せることが可能なものについては、できれば詳細を入れたいと思います。

ご本人の年齢と介護者の年齢については、サービスの利用からは介護者の年齢はわかりませんので、アンケートからとれるのであればとりたいと思います。グループホームについては、データからとるか、あるいは実施している方々に個別でお調べするのがよいのかを少し考えさせていただきたいと思います。グループホームの利用者については、これからもグループホームの役割というのが出てきますので、何らかの方法で調べていきたいと思います。

委員長：他にご質問はございませんか。

(4) 4障がい福祉計画等の論点整理・成果目標

(5) 板橋区の基本目標・重点目標（案）について

委員長：それでは続きまして資料5、6に基づいて事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

委員長：ありがとうございました。今の(4)と(5)については、計画においてどのような論点があるかということと、成果目標、後は板橋区としてどのような形で進めていくかということが、今回の計画をつくるにあたり非常に重要なところだと思います。多岐にわたっているという点で、多くの議論が必要かと思います。今の説明について、ご意見はございませんか。

委員：「精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築」というところで、精神障がいの方が増えてきているということで、当然差別や偏見が一番あるところかと思えます。それは当事者の方もいわれていることで、そういうことでは地域包括ケアシステムの構築というのはよいと思います。精神障がい者の方は、日本では20万人以上といわれています。長期入院の方がどれくらいいるのか、地域で暮らしている方はどれくらいいるのか、また福祉サービスにつながっている方はどれくらいいるのかといったことが基本情報としてないと、きめ細かい対応ができません。偏見が多いところでもあるので、啓発活動も含め、行政と絡みながらしっかり対応していかなければいけないと思います。

また、「障がい者虐待の防止」と「差別の解消」というところでは対応中ということですが、板橋区の対応としては「手帳保持者に限られない」ということと、区の職員向けに練習会を実施するといった対応をすることが書いてあります。そういったところで、どのように解決された事例があるのかということも知らせながら行うとよいと思います。例えばバスですが、電動車いすの場合は乗せてくれるのですが、電動3輪のシニアカーなどは乗車拒否されたという事例があります。それは解決されていません。明らかに差別ではないかと思えます。解決されない問題があるので、行政がしっかり対応するということが大事ですが、解決していくところのスタンスを明記していく必要があると思います。

事務局：ご指摘の通り、今のお話は私どものほうも聞いております。板橋区としても、バス事業者と話をしております。バス事業者側の安全対策という点もごございます。このようなケースは他にもあります。引き続き区としてもいちばんよい方法を構築していきたいと思えます。

自立支援協議会の中に、今回部会をつくり、差別解消の問題や、親なき後の成年後見などいろいろなテーマについて、新たに取り組んでいきます。

データについては、今現在詳しい情報が載せられていないということがありますので、可能な限りデータに基づいて計画をしていきたいと思えます。

委員長：ありがとうございました。先ほどバスの事例もありましたが、東京都で差別解消条例の策定を行っています。いろいろなご意見も挙がっていますが、特に今おっしゃったようなインフラ系のサービスの差別、乗車拒否のようなことも含めて、その後のいろいろなニーズが出てくるのを妨げる要素になります。まさに障がい者の方が出ないことには、差別そのものも発生しないということがあるので、かなり重点的にその辺りの条例を盛り込みたいと思えます。

精神障がいの方のデータについては、ニーズそのものがどれくらい出るのか、どこまで把握できるのかという問題もあります。入院されている方もそうですが、その辺りはある程度先を予測して計画をつくらなければならないと思えます。

委員：「本計画で重視すべき施策について（案）」で、今回の新規ということで、障がい児者の中で「重度心身障がい児、医療的ケアが必要な児童の対応」ということが出てきております。それとともに大きく抱えている問題、課題としては、高齢化です。加齢とともに機能が落ちてくるので、誤嚥性肺炎等のケアが発生してきます。重症化によるそういった部分が増えてきています。そこがなかなか把握しづらい部分だと思います。アンケートでいかに実態をとるかというのはとても重要だと思います。地域の自立支援として、医療ケアが必要な大人の人たちでも、どんな障がいがあっても、一人ひとりが自分らしく地域で生きていくためにどのような支援をしていくべきかを盛り込むためにも、実態調査をしっかりとやっていただきたいと思います。

事務局：数値的なものが薄いと印象は受けています。本来はサービス供給のデータからとれるのですが、どうしても供給のデータは一人ひとりを見ているのではなく、時点時点になってしまいます。アンケートをとる中で明らかにできればと思います。また、各団体が支援されている方への介助のことも、必要に応じてやっていきたいと思っています。

委員：発達障がいがある今回の重点施策に入っていて、大変ありがたいと思います。発達障がいは、今まで支援につながらなかったために、社会不適応となっている潜在的な人がたくさんいるということがわかってきているというのはご存じの通りだと思います。次のアンケートにも関わる質問です。他の区で先駆的な取り組みをしているところもあり、板橋区でもやっと本格的に取り組むを始めるということです。その場合、支援をしながら初めて少しずつ引きこもりの人に出会ったり、今まで出てこなかった人たちが出てくることがあると思います。その中で、どのように今潜在している人たちの意見を反映していくのでしょうか。私たち親の会は、ほとんどが小さいころから支援を受けている人が多いですし、途中からつながっていく人もいます。その中で、どのように反映させていけるのか、そういった人たちを拾い出すのでしょうか。発達障がいの支援のノウハウも構築されつつあり、まだこれから始まるころでもありますが、そういったところはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局：本当に重度の方については、アンケートに答えられない人が想像されます。例えば、引きこもり等については、いろいろな若者サポートを行っておりますし、大学との連携で就職にうまく結びつかない人がどれくらいいるのかといった統計もっております。アンケートだけではなく、いろいろな現象面からも推測していく必要があると思います。

もう一つは、先進的な取り組みをされている自治体も出てきておりますので、そういったところをお話を聞いて、経験値からどれくらいの数が増えるのか、発見につながったということもあると思います。そういったところも考えたいと思います。

委員：今の話とつながる部分ですが、障がい児福祉計画の策定の中に、「軽度知的障がいや発達障がいへの対応」とあります。この方たちも非常に見つけにくいと思います。例えば就学前のお子さんは療育につながっているのですが、軽度とみなされるので就学後は通常級に行くこととなります。そうすると支援とは切り離されていって、やがて就労の段階で、あるいは大人になってからまた浮上してくるということがあります。学齢期のところのニーズを拾い上げていくのは非常に難しいとは思いますが、アンケートの対象になりにくいと思いますが対応していただけるとありがたいと思います。

事務局：ご指摘の通りだと思います。お子さんによっては不登校など色々な現象が出てきていると思います。その原因の分析も必要だと思います。

保育園の待機児童も問題になっていますが、療育の待機もかなり多いと聞いています。今後しっかりと対応していきたいと思います。計画的に事業を行っていききたいと思います。

委員：資料5-2の3番で、「障がい者就労に関わる成果目標」とあります。その中で、平成28年度実績で52名就職しており、平成32年にはその1.5倍の人が福祉施設から一般就労と書いてあります。これは就労移行を指しているのか、それ以外のものを指しているのでしょうか。また、これはどこから出た数字なのでしょうか。

事務局：すべての事業所ということなので、就労移行も含まれております。

委員：多分どこの施設にも関わらずに、こういった地域の中の就労支援センターを通して就職をされている人たちもいらっしゃいます。そこは、今回は除外するのですか。

事務局：国がやっている成果目標の捉え方ですので、どう捉えるかだと思います。原則でいうと、障害福祉サービスの利用者を対象としています。

委員：資料5で、「障がい児の成長を支える体制の整備」で、「切れ目のない連携体制の見える化」ということで期待しています。私の子どもは高校1年生です。就学前にいろいろな障害の状況を書くカードができ、これでようやく切れ目のないものができる喜びで子どもを学校にいかせましたが、書かれていないような状況だったと思います。せっかくつくっていただいたものが活用されないまま、高校まで上がっていくような状況でした。小さいうちから早めに手を打つことによって、生活しづらさといったことが少なくなると思います。ぜひこれを計画して進めていっていただきたいと思います。

また、発達支援センターについてですが、幼稚園や未就園児の子どものことを相談したくてもなかなか相談しにいけない状況です。できるだけ早く整備していただきたいと思います。

事務局：切れ目のない支援ということでは、相談支援部会に昨年着任して丸1年務めさせていただいています。個人情報の問題があり、状況がうまく伝わっていかないという問題が自立支援協議会の中でも指摘されています。そこは担い手と親御さんが一緒に考えて、受け渡しの部分もしっかりつくっていく必要があると思います。

また、発達支援センターについては、全国レベルで考えるとまだないところもございます。板橋区は1か所以上あるからやらなくてもよいということではなく、待機者がいる以上しっかりケアを図っていききたいと思います。

委員長：他にはいかがでしょうか。

委員：資料6-1で、「本計画で重視すべき施策について」の中の言葉遣いのことです。

「3 重度心身障がい」と書いてありますが、「心身障がい」と出していただきたいと思います。

また、親御さんとの兼ね合いで、今4番まで書いてありますが、5番目にぜひ親の支援、障がいの需要、相談体制の制度化といったノウハウを伝えるようなことを載せていただきたいと思います。そこからスタートしないと、社会の中で生きていこうか、隠そうかというわかれ目になりますので、そこを載せていただきたいと思います。虐待や放棄などにつながるためにも、方法はとても大事だと思いますので項目を一つ付け加えていただきたいと思います。

「地域における自立支援の仕組みづくり」で、1番の「地域生活支援拠点」が何を指すのかがアバウトでわかりません。はっきりと板橋区はどれでいくんだという証明をぜひしていただければと思います。

その次に「グループホームの整備」とせっかく書いていただいていますので、グループホームの対象をどういった人たちにするかという国の基準でいくと、重度は入っていないということなのですが、板橋区としてはどうするのかということを見据えた施策づくりをしていただきたいと思います。

また次の「精神障がい者の地域包括ケア」と書いてありますが、どのようなものかがよくわからないので質問の仕様がありません。

次の「発達障がいへの対応」「難病患者等への支援」のところで、医療的ケアなど医療が必要な重度心身障がい者への対応についても、今後の施策の中には重度心身障の人も含めたということを書いています。また児童ということで、ICUで助かるお子さんがどうしたらよいかということもあります。医療と児童の関係でもう一つ項目を増やしていただきたいと思います。

委員長：今のご意見に対して、他の委員の方からご発言はございませんか。

委員：本校は軽度の知的障がいの就業技術科と、肢体不自由教育部門があります。肢体不自由教育部門は、現在100名を超す児童生徒数になっております。学校での医療的ケアが必要なお子さんが4分の1です。医療的なケアの必要なお子さんの保護者の方の思いというものについて入学前から話し合ったり、情報を集めたりしています。学校の役割や医療的なケアについても、東京都の基準があるのでその基準を超えることはできないのですが、学校間の情報共有や就学前の情報を集めることによって、早めに医療的なところをチェックできるよう学校が取り組んでいます。そういった中で、また今後の会議の策定に関わられたらと思っております。

委員：質問です。総合支援法では来年施行されるものがあり、新しいサービスとして就労系のもの、生活支援などができます。計画は今年度中ということですが、どのような形にしていくのでしょうか。

委員長：先ほど、新たな施策のポイントとして追加で、親の支援が必要ということと、重度心身障がい者、難病等、医療的ケアについても入れるべきではないかというご意見をいただきました。それも含め、事務局からまとめてお伺いしたいと思います。

事務局：みなさまからいただいた項目については、いずれの施策も重要だと考えています。個別の施策をどう現していくのかということについては、これからアンケートもありますし、障がい福祉サービスはどれ一つとってもなくてよいものはないと認識しております。その中で特に、今回、国で示されている指針に基づく「重視されるべき施策」と思っていたらと思います。また、まだ具体的に明らかでないものも正直あります。厚生労働省が3月にこれを出してきて、私たちは1年でこの計画をつくるというのは相当無理な仕事の仕方だと思っています。みなさまのご意見を頂戴しながら前向きに行っていきたいと思っています。ここに載っていないもので、この後出てきたものについては、基本的には計画に取り込んでいくというスタンスでいきます。また、みなさま方にもこのような動きがある、あるいはこのような課題があるといったことをお知らせいただきたいと思います。板橋区の地域特性もみなさまから教えていただきたいと思います。

委員長：ありがとうございました。それでは次に移ります。

(6) アンケートの仕様について

委員長：それでは（6）アンケートの仕様について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

委員長：アンケートは今回の計画策定に非常に重要な役割をもちますので、積極的に調査項目について、お答えいただく方の目線でご意見をいただければと思います。資料7に書いてある内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

委員：資料を今日いただいたのでまったく読んでいません。できれば1週間くらい前にいただけるとありがたいです。

まずアンケートのことですが、視覚障がい者は読み書きは難しいですし、高齢者になってくると点字の読み書きも面倒になってしまいます。できれば板橋区視覚障がい者福祉協会の定例会のときにきていただいて、みんなで聞いて答えていく形をとっていただくと、アンケートに答えることができると思います。

委員長：ありがとうございます。こちらの資料の中に「視覚障がい者向けに配慮して作成する」と書いてありますが、具体的にどのようなことですか。

事務局：今、基本形式にしてお配りしていますので見づらいと思います。文章をアレンジして箇条書きにしてチェックしやすいようにさせていただきます。今ご提案いただいたご意見については、本来それがいちばん望ましいと思います。少し調整をさせていただきたいと思います。

委員：アンケート調査は送られてくるのですか。

事務局：6月1日現在で、板橋区にお住まいの方を無作為に抽出し、郵送でお送りします。対象者は手帳を所持している方で、年齢を4ステージにわけて均等に配布します。

委員：発達のところの項目がなぜここに入らないのか、そこがおかしいと思います。精神、知的の手帳を持っている方、持っていない方への対応というところも考えていただきたいと思います。

事務局：基本的にはアンケートだけで議論はできません。自立支援協議会の方から既に寄せられているご意見等もございます。そういったものも全部一体的に集めて施策の参考にします。その中の一つとしてアンケートがあると考えていただければと思います。

委員：内容的なことですが、検討すべき項目として、サービスが使えているのかといったことがあると思います。このアンケートの聞き方として、それが浮き彫りになるのかどうかは疑問です。例えば四の「介助・援助の状況」では、サービスの量が足りているのかわかりません。そもそも支給決定はもらっていても使える事業所がないといったこともあります。そういうことが少し浮き彫りにならないといけません。また、五の「保護者について」の5番目に「介護、看護が必要で、主な介護・看護者らが何らかの理由により介護・看護できない場合、どのように対応しますか。」という項目があります。ライフステージに併せて回答するというのはとても大事なことだと思います。虐待についての国の調査などでも、高齢になるほど虐待が増えます。そうすると、親がどれだけ負担を感じているかということも少し浮き彫りにする必要があると思います。介護、看護のところでは、内情に迫るといったことも必要です。どのような困難を抱えているのか、苦勞だと思っているのか、そういったことも聞く必要があると思います。そういった視点がいるのかと思います。

事務局：いろいろな視点でご意見をいただき、ありがとうございます。

委員：今回の計画は、国の大きな方針の「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現ということもあると思います。率直にいうと、国が市町村、住民に丸投げしているような感じがあるのですが、そういった流れの計画になると思います。全体が丸投げさ

れないように、行政も絡みながら障がい者の権利を守っていくということが大事だ
と思います。

資料6の「板橋区基本目標について」の文章の中の下線が引いてあるところが、今
追加しようとしているものだと思います。少しこの表現はどうかと思うのが、
「障がいを持って生まれたとしても、障がいを早期に発見し、本人の最善の利益を
考慮しながら」というところです。この「考慮」という言葉がすごく弱い感じがし
ます。「最善の利益を守るために、どのような配慮と支援が必要かを関係者が共有し」
ではどうでしょうか。

また「健やかに育つための」の「健やかに」というのは抽象的な感じがします。障
がい者の支援は、年齢に応じた発達がどれだけ保証されるのかが非常に大切なので、
「発達を保障する支援」というように変えていただきたいです。

下のほうに、「障がいがあるなしに関わらず、地域のあらゆる住民が、「支え手」と
「受け手」に分かれるのではなく」と書いてあります。これもそもそも国の書き方
であり、「支え手」と「受け手」分かれられないというのは、「我が事・丸ごと」にして
いく趣旨だと思いますが、この表現に違和感があります。障がい福祉というのは、
受け手は作業所でしたが、支援者と協働して仕事づくりをしていますし、もともと
支援についてお互いが受け手側ということではなく、同じように支援をして自立す
るということでした。支援を使って活用していくといった趣旨ではなかったので違
和感があります。

最後の「地域共生社会を、みんなで作っていきます」ということですが、「みんな」
というのは地域住民だけを指すのではないと思います。行政がしっかりと関わって
行うということを明確にする必要があると思います。「板橋区の行政機関をはじめ」
といった表現が入ることが大事だと思います。

委員：今のことについてはその通りだと思います。下線の部分の「障がいを持って生ま
れたとしても」というのが、生まれたときに障がいがあることもあります、そう
でないときもあります。ここはとても違和感があります。

事務局：非常に的確な指摘をいただきありがとうございます。

「障がいを持って生まれたとしても」のところでは「考慮」をもう少し強く的確な
表現に変えていくということと、「行政をはじめとして」といったところはとても重
要ですので、そのように変えさせていただきたいと思います。

委員：「健やかに育つための発達を保障するための支援」というご意見がありましたので、
そこもお願いします。

それから、「地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる」とあり
ますが、「認めあうことができる」と変えられませんか。障がいはなくなってしまう
ばよいという話ではありません。障がいがあってもなくても、ともに地域で暮らし
ていけたらよいという考えでいくと、高めあうことは大切なのですが、生きがい
をともにつくり、障がいを認めあうということが大切だと思います。親御さんも含め、
本人が自分の障がいをマイナスでなく捉えられるような社会にしていくべきだと思
いますので、「高めあう」ではなく、「認めあう」という表現がよいと思います。

事務局：「認めあう」という言葉は大事だと思います。「認めあい、高めあう」といつたよ
うにさせていただきたいと思います。

委員長：他にはいかがでしょうか。こちらの基本目標だけではなく、他の点について発言
をし忘れたということがあれば伺いたいと思います。本日はいろいろなご意見をい

ただきありがとうございます。追加でご意見がございましたら、事務局にご連絡ください。よろしくお願いいたします。

4 その他

委員長：その他について、事務局からお願いします。

事務局：(事務連絡)

委員長：本日はご苦勞様でした。ありがとうございました。

5 閉会